

令和9年度入学者の選抜を実施する全ての大学長へ

令和8年5月27日
大学入学者選抜協議会

大学入学者選抜実施要項の遵守についてのお願い

大学入学者選抜の実施に関する基本的事項については、毎年、高等学校・大学関係者等による協議を経て、文部科学省より大学入学者選抜実施要項として大学、高等学校等に通知されております。

令和8年度大学入学者選抜実施要項においては、入学者の選抜は志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることとした上で、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、小論文・面接・実技検査等の活用や、志願者本人が記載する資料、高等学校に記載を求める資料等の活用と組み合わせて丁寧に評価を行うのであれば、2月1日より前に教科・科目に係る個別テストを実施することも可能とする変更が行われました。

しかしながら、各大学で実施された令和8年度選抜の状況を見ると、一部の大学において2月1日より前に実施される教科・科目に係る個別テストの配点割合が著しく高い又は他の要素が点数化されていないなどにより、実質的に学力検査の成績に大きく偏って合否判定が行われている等、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に合わない事例が見受けられます。このような選抜の実施は、高等学校・大学関係者等が真摯に協議をして定めた大学入学者選抜実施要項の変更趣旨を踏まえないものであり、大変遺憾です。

本来、入学者選抜は各大学のアドミッション・ポリシーに基づきつつ、高等学校における適切な教育の実施を阻害することのないように実施すべきものです。教科・科目に係る個別テストの実施期日は、この観点から原則として2月1日以降と定められているものであり、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、多面的・総合的な評価を時間をかけて丁寧にを行うために例外的にその前に実施することが認められております。

この観点からすれば、学力検査が評価・判定の大部分を占める選抜を2月1日より前に実施することは、実質的な「一般選抜の前倒し」であり、大学入学者選抜実施要項の趣旨からして許されるものではありません。

今般合意された「令和9年度大学入学者選抜実施要項」(令和8年5月27日付け

8 文科高第 318 号文部科学省高等教育局長通知) においては、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に丁寧に時間をかけて評価するという総合型選抜及び学校推薦型選抜の本来趣旨に改めて立ち返り、原則として面接を必ず組み合わせて行うこととする変更を行うこととなりました。この場合であっても、教科・科目に係る個別テストの成績の取扱いに当たっては、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨を踏まえ、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で評価・判定に活用すべきものであり、その成績が実質的に評価・判定の大部分を占めるような選抜の実施は不適切です。

各大学においては、改めて一般選抜も含め試験期日等を確認していただくとともに、その設定趣旨を踏まえてアドミッション・ポリシーと各選抜区分における評価方法との関係を見直し、評価方法ごとの配点割合を公表することなどを通じて、大学入学者選抜実施要項の趣旨に則った選抜を実施していることを対外的に説明することが求められます。高等学校や受験生、保護者をはじめ社会から疑念を抱かれるおそれのある入学者選抜は厳に慎み、学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜実施要項の趣旨を遵守して適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。